

平成 24 年 度

第1回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成24年度 第1回練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 平成24年 8月30日(木) 午後2時～午後3時

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 20名(会長、 会長代理)

ア 被保険者代表委員

加藤 喜代子、齋藤 教子、高須 光代、武川 篤之、豊田 英紀、中村 成男

イ 保険医、保険薬剤師代表委員

町野 満、市毛 繁実、関東 英雄、名古屋 昌宏、上原 瑠美子、三浦 典子

(欠席 白戸 千昭)

ウ 公益代表委員

中島 力、しばざき 幹男、山田 哲丸、倉田 れいか、池尻 成二、井田 宗宏

(欠席 岡本 昌子)

エ 被用者保険等保険者代表委員

小池 敏夫、小山 誠

(2) 事務局 14名

副区長、区民生活事業本部長、区民部長、収納課長、国保年金課長、他職員9名

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 委嘱状交付

(2) 保険者挨拶

(3) 委員紹介

(4) 会長代理選出

(5) 会議録署名委員選出

(6) 報告事項

- ・ 国民健康保険制度について
- ・ 平成 23 年度国民健康保険料の収納結果について
- ・ ジェネリック医薬品利用差額通知について

7 配付資料

【資料1】	「国民健康保険制度について」
参考	「都道府県単位の共同事業の仕組み」
【資料2】	「平成 23 年度 国民健康保険料収納統計(5 月年度更新確定)」
【資料3】	「後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用差額通知の実施について」

8 会議の概要と発言要旨

犬塚区民生活事業本部長

本日はお忙しい中をご出席いただきありがとうございます。

私は区民生活事業本部長の犬塚でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまより平成 24 年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたしたいと思っております。本日の会議の内容でございますが、昨年度から委員の変更があった方への委嘱状の交付、国民健康保険制度についての報告を含め3点の報告案件がございます。なお、会議の進行につきましては議長にお願いしたいと思っております。中島議長よろしくようお願い申し上げます。

中島会長

ただいまご紹介いただきました議長の中島です。どうぞよろしくお願いいたします。早速ではございますが、会議の次第に従いまして行いたいと思っております。

それでは、最初に今回委員の変更がございましたので委嘱状をお渡ししたいと存じます。委嘱状の伝達につきましては、本日区長が所用のため出席できませんので副区長より新しい委員のみなさまへ委嘱状をお渡しさせていただきます。

吉田国保年金課長

それでは副区長が新しい委員のみなさまの席に伺いまして委嘱状をお渡ししたいと思

ます。また、私の方から名前を読み上げさせていただきます。

委嘱状交付

中島会長

それでは副区長から保険者の挨拶を申し上げます。

琴尾副区長

それでは平成 24 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本来は区長が出席し、新しく委員になられた方に委嘱状をお渡しし、ご挨拶を申し上げるところですが、他の公務がございまして出席できないことをお詫び申し上げます。

本日は厳しい残暑の中またお忙しい中、この国民健康保険運営協議会にご出席を賜りありがとうございます。引き続き委員をお願いするみなさま、新しく委員をお願いするみなさま、練馬区の国民健康保険制度の円滑な運営に向けてご意見を承りたいと思います。

ご案内のことは存じますが、この国民健康保険運営協議会は国民健康保険法第 11 条の規定に基づいて、保険者である区市町村に設置が義務付けられているものでございます。趣旨としましては、国民健康保険事業を被保険者のための制度として、円滑に運営するためのものでございます。そしてこの運営協議会におきまして、国民健康保険制度の根幹であります条例や規則の制定・改廃、保険料の賦課・徴収など諮問いただきまして区長に答申をいただき、それを踏まえて制度を円滑に運営していく重要な役割を担っていただいているものでございます。

昨今の国民健康保険事業を取り巻く状況ですが、国全体の医療費については非常に膨らんでおりまして、30 兆円を超えるような状況にあり、毎年 1 兆円規模で伸びております。本来、この国民健康保険制度は被保険者である区民の方の相互扶助制度でございますが、なかなか保険料だけで事業を運営していくのは厳しい状況でございます。昨年度、平成 23 年度の国民健康保険事業特別会計の決算額を見ますと、歳入額が 689 億円を超えています。そのうち加入している区民の方からの保険料が 182 億円余であり、約 4 分の 1 を超える金額となっています。一方、区民のみなさまからの税金など一般会計から 86 億円を繰入金として

投入しているような状況でございます。制度を運営するには非常に厳しい財政状況でございます。この背景には高齢化が急速に進展し、医療の高度化により医療費が非常に膨らんでいる状況が反映しています。このような中で国は、社会保障と税の一体改革、市町村単位から市町村を統括する都道府県単位への保険制度の広域化といった動きがあります。区としましても様々な動きを注視しながら、今後も制度の適正な運用に努めてまいりたいと思っております。そのような意味でも、区民の代表である被保険者代表委員のみなさま、各会の代表のみなさま、区議会の代表のみなさまに答申いたしますこの運営協議会におきましては、今後の区の制度のあり方につきましてご議論いただき、ご意見を賜りながら今後の適正な制度運営に努めてまいりたいと思っております。どうぞこの一年よろしく願います。

中島会長

大変恐縮でございますが、副区長は公務のため、ここで退席させていただきたいと思っております。

続きまして、今回新しい委員の方と引き続きの委員の方を国保年金課長よりご紹介したいと思います。

吉田国保年金課長

それでは、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、私の方から委員のみなさまをご紹介させていただきたいと思っております。

各委員自己紹介

以上22名の委員の方々でございます。なお、昨年度被保険者代表委員でありました秋山委員から自己都合によりまして辞任の申し出がありましたのでご報告申し上げます。また区の管理職の紹介をさせていただきます。

管理職の紹介

中島会長

続きまして、本日の委員の出席状況について、事務局から報告があります。

事務局

議長、事務局です。ただいまの出席者数は20名でございます。

練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。なお本日は、白戸委員、岡本委員より欠席の連絡をいただいております。

中島会長

続きまして、今回の委員の交代によりまして会長代理が空席となっておりますので、会長代理をお選びいただきたいと存じます。選出方法にご意見がございますでしょうか。特にご意見がないようでしたら、私が指名することよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

では、会長代理を山田哲丸委員にお願いしたいと思います。

みなさまご異議がないようですので、山田哲丸委員にお願いします。よろしく申し上げます。

山田哲丸委員には会長代理席にお移りいただきたいと思います。

中島会長

それでは、会長代理になりました山田哲丸委員にご挨拶をお願いしたいと思います。

山田会長代理

会長代理ということでみなさまからご指名を賜りまして、大変ありがとうございます。この一年会長をしっかり支えて、この運営協議会が当初の目的を達成できるよう頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中島会長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。次に、会議録の署名委員の選出ですが、当運営協議会規則第8条第2項によりまして、会議録には、議長および2人以上の委員が必要となっております。この署名委員2人の選出でございますが、私をご指名したいと思いますがいかがでしょうか。

異議なしの声あり

ありがとうございます。それでは私の方から指名させていただきます。従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員からそれぞれ1名ずつ選出いたしておりますので、こ

の度は、被保険者代表の高須委員と保険医・保険薬剤師代表の名古谷委員のお二人にお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより審議に入ります。なお本日は、保険者からの諮問事項はなく、報告事項が3件ございます。まず報告事項について説明をお願いします。

吉田国保年金課長

報告事項1「国民健康保険の概要について」説明

中島会長

ただいま報告事項1の説明がありました。報告事項1の内容につきまして何かご質問等あればご発言をよろしくお願いいたします。

なければ次に移りたいと思います。

ないようですので、報告事項2をお願いします。

大塚収納課長

報告事項2「平成23年度国民健康保険料の収納結果について」説明

中島会長

報告事項2について説明がありましたが、これについて何かご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

ないようですので、報告事項3をお願いします。

吉田国保年金課長

報告事項3「ジェネリック医薬品利用差額通知について」説明

中島会長

ただいま報告事項3の説明がありました。報告事項3の内容につきまして何かご質問等あればご発言をよろしくお願いいたします。

豊田委員

この差額通知の内容は東京都統一の様式ですか。それとも練馬区独自の様式ですか。

吉田国保年金課長

こちらの様式は東京都国保連の統一の様式です。今年度につきましては、他の区でも実

施するところがございますが、同じ様式になっております。

豊田委員

練馬区独自に様式を変えることはできないのでしょうか。

吉田国保年金課長

国保連合会に委託する場合にはこのような形になります。民間事業者の参入もございますので、独自に行う方法もございます。金額面などから検討し、今回はデータを一番持っている国保連合会にお願いするものでございます。

豊田委員

ジェネリック医薬品への切り替えが近年強く求められている割には、そのような点を強調したところが差額通知のハガキからは感じられなかったです。

吉田国保年金課長

ご意見ありがとうございます。ジェネリック医薬品の使用については最近ではかなり普及してきましたが、まだまだご議論のあるところではございます。国や都からは医療費の適正化の観点から強く求められますが、区民のみなさまにとっては最終的に医師の処方により薬を選ぶ自由がありますので、その辺の配慮をしながら金額的には安くなりますよと情報提供のかたちで勧奨し、実施できればと思います。

池尻委員

患者さん・区民の方にとっては先発医薬品・後発医薬品によって値段が違うけれども効能は変わらないというのが実感として分かりにくいと思います。効能が同じならばなぜ値段が違うのか。患者さん・区民の方の認識に対する課題があると思いますが、その点について保険者である区のご意見を伺いたいと思います。また、先発医薬品か後発医薬品かを選ぶときの実際の事務を伺いたいと思います。医師が処方箋を書く場合と薬局で薬を処方される場合、どちらでも選ぶことができるのでしょうか。

吉田国保年金課長

被保険者のみなさまへの周知についてですが、近年はテレビコマーシャルでもやっておりますのでかなり広まってきているところではございます。また効能につきましては、最終的

には医師の方とご相談いただいて確認をしていただくというのが私どもの基本的なスタンスです。区は料金的に差額が出ますとの情報提供をする立場であり、最終的には医師・薬剤師の方と効果や値段等についてお話しいただき決めていただくようになります。啓発等につきましては、保険者としても努力していく部分ではありますが、医師会・薬剤師会との連携も図っていきたく思います。また、手続きにつきましては、今は医師の処方段階で先発医薬品の利用が特に必要であるとかをチェックされるようになっていますが、その時にチェックされなかった場合は代替可能できるものとして扱われ薬局で判断することが可能となっています。逆にジェネリック医薬品が使えないとのチェックがあるものについては、薬局でも処方されないようです。

池尻委員

ジェネリック医薬品の利用についての良し悪しの議論はあると思いますが、後発医薬品差額勸奨が必要であるとした場合には、医療機関内・調剤薬局での情報提供や患者さん・区民の方へのアナウンスが大きな意味を持つかなと思いました。

豊田委員

ジェネリック医薬品への切り替えは患者さんの意思によってのみ行われるのでしょうか。患者さんの意思がある前に医師・薬剤師の方から説明を受けることはできないのでしょうか。

吉田国保年金課長

自分の経験ですが、薬局に行ったときに薬剤師の方から代替ができますがどうですか、との質問があり、ジェネリックを選択したことがありました。基本的に薬局では、そのような形での勸奨をしていただいているものと思います。

豊田委員

せっかく後発医薬品差額通知の勸奨をしていただいているのに、それを患者の意思のみに任せているのではなくて、もっと医師が中心になって説明をしていくことをもっと行っていくべきかと思いましたので、発言させていただきました。

中島会長

それでは、他に質問もございませんので、この報告事項については終わりにしたいと思い

ます。その他で何かございますでしょうか。

吉田国保年金課長

次回の運営協議会でございますが、1 月末頃を予定しております。案件につきましては、例年通りであれば、条例改正にかかる諮問を行う予定でございます。よろしく願いいたします。

中島議長

他に何かございますでしょうか。

ないようですので、本日の運営協議会はこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。